

# 青森県観光プロモーション動画収録媒体 利用要領

青森県観光国際戦略局 誘客交流課

## 1. 目的

この要領は、青森県観光の更なる認知度向上と誘客促進を目的とした、青森県が所有する観光プロモーション動画収録媒体を利用する場合の取扱に対し、必要な事項を定める。

## 2. 利用者

企業、団体、個人等は問わず、青森県の観光振興に寄与すると認められる場合とする。

## 3. 条件

- (1) 青森県の観光振興に寄与すると認められるものであること。
- (2) 青森県のイメージを損なうような利用をしないこと。
- (3) 申請した目的以外には利用しないこと。
- (4) 収録媒体の二次配布は禁止とする。
- (5) 収録媒体の商用利用（収録媒体の販売）は禁止とする。
- (6) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (7) 収録媒体（DVD等）のコピーは可とする。

## 4. 収録媒体の貸出について

### (1) 実費弁償

貸出を受けた収録媒体を紛失や破損等した場合は、実費分を利用者が弁償すること。

### (2) 貸出期間

原則として二週間以内とする。利用後は速やかに返却すること。

### (3) 利用料金

収録媒体の利用は無料とする。

### (4) 手続き

- ア. 電話、メール、FAX等で貸出状況確認、及び仮予約
- イ. 様式「青森県観光プロモーション動画収録媒体 利用申請書」により申込み  
(FAXまたはメールでも可)
- ウ. 収録媒体の受け取り（送料は利用者の負担）
- エ. 利用後、収録媒体を速やかに返却（送料は利用者の負担）

## 5. その他

この要領に定めのない事項については、青森県で協議のうえ、定めるものとする。

附則 この要領は、令和元年5月17日(金)から施行する。

(様式)

## 青森県観光プロモーション動画収録媒体 利用申込書

令和 年 月 日

### ■申請者■

氏名・役職	
住所	〒 -
会社名・部署名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

### ■利用について■

利用目的	
借用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

別紙「青森県観光プロモーション動画収録媒体 利用要領」に同意します。

署名・捺印

印

- (1) 必要事項を記入し、下記までご提出ください。  
(郵送・FAX・メール可)
- (2) 破損・紛失等された場合は、下記まで速やかにご連絡ください。
- (3) 貸出数には限りがございますので、返却期間は厳守願います。

### 【提出先】

〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1  
青森県観光国際戦略局 誘客交流課 国内誘客グループ  
TEL : 017-734-9384 FAX : 017-734-8126  
E-MAIL : shinkanko@pref.aomori.lg.jp